**扶 養 の 申 立 書**

**１．被扶養者（認定を受けようとする者）**（共済組合のみ該当の被扶養者については，１人１葉とする）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏　　　　名 | 続 柄 | 生年月日(年齢) | 性別 | 同居・別居の別 | □国内居住要件の例外 |
|  |  |  |  |  | 【外国に留学・海外赴任に同行・就労以外の一時的渡航その他】に該当のため（ビザ・  　　　　）を添付します。 |

□　被扶養者が海外に在住し日本国内に住所を有しないため，被扶養者　現況申立書を添付します。

**２．認定を必要とする事情**

（１）扶養の実態（扶養の事実発生日，扶養の状況等　・・・　いつから，どのように）

（２）組合員（職員）が扶養しなければならない事情（現在の扶養の状況をできるだけ詳しく記入し，

組合員以外に扶養義務者がいる場合は，その者が扶養できない理由も詳しく記入すること）

　　※扶養義務者とは，被扶養者の配偶者，父母，兄弟姉妹等をいう。

（３）被扶養者に関するその他参考となる事柄（職歴・アルバイト・雇用保険の受給の有無等）

（４）離職した被扶養者について（該当事項を〇で囲み，必要書類を添付すること。）

・ 雇用保険の被保険者となっていないため，受給資格がありません。

・ 受給手続きを行っていないため，今後も受給しません。

* 別添の「雇用保険受給資格者証」の写しのとおり，現在受給手続き中のため，待機期間満了後，

受給開始したことを速やかに申し出ます。

・ 受給手続きを行っていませんが，今後手続きする予定です。その際には速やかに申し出ます。

（離職票の写しを提出します）

**３．被扶養者が今まで加入していた健康保険名 　 　 　　　　　　　　　　　　（本人・家族）**

**４．被扶養者の収入等の状況 （該当事項を○で囲み，必要事項を記入すること。）**

　Ａ．無収入です。

　Ｂ．年金等（遺族・障害年金，個人年金含む）は，年額　　　　　　　　円です。

　Ｃ．雇用保険による収入は，日額　　　　　　　　円です。

　Ｄ．事業収入・農業収入・資産収入（家賃・地代）は，年額　　　　　　　　円です。

　Ｅ．株・信託・債権等の配当金・利金等は，年額　　　　　　　　円です。

Ｆ．パート・アルバイトは，月額　　　　　　　円×１２月≒年間推計収入額　　　　　　　円です。

Ｇ．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　 （上記Ｂ～Ｇに該当する場合には，その金額を確認できる書類が必要です。）

**５．被扶養者の扶養義務者（組合員（職員）・配偶者・父母・兄弟姉妹等）の状況**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 扶養義務者の氏名  （組合員（職員）の被扶養者を除く） | 認定を受けようとする者との | | 年齢 | 職業 | 年収 | （別居の被扶養者の認定を受ける場合に記入） | |
| 続柄 | 同居／別居 | 送金額  （年額） | 送金方法  （振込等） |
| 組合員（職員） |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

※１　送金方法は銀行振込等金融機関を利用，あるいは郵送（現金書留）とし，その事実が確認できる書類等を，また１の被扶養者が配偶者・子供以外の場合は，組合員（職員）以外の扶養義務者の申立書を添付して下さい。

※２　別居の父母等を扶養する場合の組合員（職員）の年送金額等は，父母等の全収入（父母等の収入及び組合員（職員）その他の者の送金等による収入の合計）の３分の１以上必要です。

　上記のとおり，認定を受けようとする者は，主として私の収入により生計を維持していることを申し立てます。

　なお，被扶養者に認定限度額【年額１３０万円（又は月額１０８，３３４円）。ただし，共済組合のみ該当の被扶養者で６０歳以上，又は障害年金を受給もしくは受給していないが受給要件に該当する程度の障害を有する者は年額１８０万円】以上の恒常的所得が生じた場合，又は扶養の事実がなくなった場合には遅滞なく届け出ることを併せて申し立てます。

　事実と異なる申告をしていた場合は，遡って認定取消となる場合があることを了承します。

　　　 令和　　　年　　　月　　　日

**文部科学省共済組合岡山大学支部長**

**殿**

**国立大学法人岡山大学長**

　　 　　　　　　　　　　 氏　　名

（Ver.202302）